

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	雇用開発支援事業費等補助金(助成金業務) ①中小企業基盤人材確保助成金等 ②建設雇用改善助成金	事業開始年度	①・平成3年度(中小企業人材確保推進事業助成金) ・平成15年度(中小企業基盤人材確保助成金) ②昭和51年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	①雇用開発課 ②建設・港湾対策室	雇用開発課長 建設・港湾対策室長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	①雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第3号、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第7条第1項、独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第6号 ②雇用保険法第62条第1項第5号、第63条第1項第7号、雇用保険法施行規則第115条第18号、第22号、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項、独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第5号	関係する計画、通知等	①中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針 ②建設雇用改善計画			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①我が国経済の活性化や雇用創出の中核的な担い手である中小企業の人材確保・育成、労働者の職場定着に向けた取組に対する支援を実施し、その雇用管理の改善を進めることにより、中小企業の労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出を図る。 ②建設事業主等が行う教育訓練、雇用管理の改善のための事業に対して助成金を支給し、建設事業主における雇用改善を進めることで、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①中小企業労働力確保法に基づき、都道府県知事から雇用管理の改善に関する計画の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)及び改善計画の認定を受けた個別中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)に対して、以下の支援を行う。 ・中小企業人材確保推進事業助成金・・・認定組合等が、その構成中小企業者における人材確保や職場定着を支援するため、雇用管理の改善に係る事業を実施した場合、当該事業に要した経費の一部を助成する。 (助成内容) 雇用管理改善事業に要した費用の2/3(最大3年間、上限1,000万円) ・中小企業基盤人材確保助成金・・・認定中小企業者が、新分野進出又は生産性の向上に伴い経営基盤の強化に資する人材を新たに雇入れた場合に助成金を支給する。 (助成内容)・新分野進出の場合 基盤人材1人当たり 140万円 (5人まで) ・生産性向上の場合 基盤人材1人当たり 170万円 (5人まで) ②建設事業主等が建設労働者の能力開発や雇用管理の改善のための事業を行う場合に当該事業に要した経費に対して助成を行う。					
実施状況	①平成21年度実績では、中小企業人材確保推進事業助成金支給件数162団体、中小企業基盤人材確保助成金支給件数延べ4,482人。その他既に廃止された助成金に係る経過措置。 ②平成21年度実績では、建設教育訓練受講者数90,027人、建設事業主雇用改善推進助成金支給件数2,260件、建設事業主団体雇用改善推進助成金支給団体172団体。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	11,500	11,718	11,734	8,227	7,982
	執行額	8,661	8,305	8,390		
	執行率	75.3	70.9	71.5		
	総事業費(執行ベース)	8,661	8,305	8,390		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	①②全額を支給要件を満たす事業共同組合、事業主等に支給。 ①②支給事務を行う(独)雇用・能力開発機構から毎月報告を受け、状況を迅速に把握している。				
	見直しの余地	①②平成22年度末に予定されている(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、本助成金については、助成内容及び支給事務の簡素化を検討した上で、都道府県労働局へ支給事務を移管する。				
予算・監視の・効率化	廃止(一定期間経過後) *補記参照					
補記	○ 中小企業人材確保推進事業助成金及び中小企業基盤人材確保助成金は、遅くとも新成長戦略の目標期間の中間年である2015年を目途に廃止。 なお、支給対象分野については、産業構造ビジョン2010をとりまとめている関係省庁等と密接な連携を図りつつ、新成長戦略における成長分野等のうち、人材面の支援が真に必要な分野を選定することとする。 ○ 建設雇用改善助成金について、平成23年度の助成内容は、平成22年度末までとしている建設業新分野教育訓練助成金の趣旨を引き継ぎ、建設業の複業化・転業を支援することとする。あわせて、実績の上がっていないメニューを廃止し、4類型の助成金を2類型に整理統合する。 また、現行の建設雇用改善助成金は2、3年後を目途に廃止。それまでに、大きく環境が変化している建設業の将来像について、事業を所管する国土交通省とともに抜本的な検討を行うこととする。					

厚生労働省

8,390百万円

※平成21年度実績

【補助】

A: (独)雇用・能力開発機構

8,390百万円

【助成】

B: 事業協同
組合等

中小企業人
材確保推進
事業助成金
738百万円
162団体

C: 事業主

中小企業
基盤人材
確保助成
金
3,615百万円
延べ4,482人

D: 事業主
等

建設教育
訓練助成
金
3,147百万円
90,027人

E: 事業主

建設事業主
雇用改善推
進助成金
115百万円
2,260件

F: 事業主団
体

建設事業主
団体雇用改
善推進助成
金
625百万円
172団体

G: 事業主

中小企業
人材能力
発揮奨励
金
151百万円
延べ45件

H: 事業主

旧制度に係
る後年度負
担分
0.4百万円
1件

※平成21年度限りで廃止

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.(独)雇用・能力開発機構			E.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	8,390	助成金	実施経費の1/2等	115
計		8,390	計		115
B.事業協同組合等			F.事業主団体		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	実施経費の2/3	738	助成金	実施経費の1/2等	625
計		738	計		625
C.事業主			G.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金		3,615	助成金	実施経費の1/3等	151
計		3,615	計		151
D.事業主等			H.事業主		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	技能実習の実施経費等	3,147	助成金	実施経費の1/3等	0.4
計		3,147	計		0.4

支出先 上位10者 一覧表

Bブロック(中小企業人材確保推進事業助成金) 事業協同組合等 上位10 Fブロック(建設事業主団体雇用改善推進助成金) 事業主団体 上位10者

	支出先			金額 (百万円)
	事業協同組合等	地域	産業	
1	イ	近畿	サービス業	8
1	ロ	関東・甲信越	製造業	8
1	ハ	関東・甲信越	製造業	8
1	ニ	関東・甲信越	製造業	8
1	ホ	東海・北陸	製造業	8
1	ヘ	近畿	卸売業・小売業	8
1	ト	近畿	製造業	8
1	チ	東海・北陸	製造業	8
1	リ	中国・四国	サービス業	8
1	ヌ	中国・四国	サービス業	8

	支出先			金額 (百万円)
	事業主団体	地域	産業	
1	イ	九州	建設	16
2	ロ	関東・甲信越	建設	16
3	ハ	関東・甲信越	建設	15
4	ニ	関東・甲信越	建設	15
5	ホ	北海道・東北	建設	14
6	ヘ	近畿	建設	14
7	ト	北海道・東北	建設	14
8	チ	関東・甲信越	建設	14
9	リ	近畿	建設	13
10	ヌ	関東・甲信越	建設	13

Dブロック(建設教育訓練助成金) 事業主等 上位10者

	支出先			金額 (百万円)
	事業主等	地域	産業	
1	イ	東海・北陸	建設	81
2	ロ	近畿	建設	49
3	ハ	九州	建設	25
4	ニ	北海道・東北	建設	23
5	ホ	東海・北陸	建設	19
6	ヘ	近畿	建設	17
7	ト	北海道・東北	建設	16
8	チ	関東・甲信越	建設	13
9	リ	関東・甲信越	建設	11
10	ヌ	北海道・東北	建設	11

Eブロック(建設事業主雇用改善推進助成金) 事業主 上位10者

	支出先			金額 (百万円)
	事業主	地域	産業	
1	イ	九州	建設	2
2	ロ	関東・甲信越	建設	1
3	ハ	東海・北陸	建設	1
4	ニ	北海道・東北	建設	1
5	ホ	九州	建設	1
6	ヘ	九州	建設	1
7	ト	九州	建設	1
8	チ	東海・北陸	建設	1
9	リ	近畿	建設	1
10	ヌ	東海・北陸	建設	1